

○宮崎大学研究・産学地域連携推進機構部門長会議規程

〔令和4年9月22日
制 定〕

改正 令和5年3月29日 令和5年6月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学研究・産学地域連携推進機構規則第16条第2項の規定に基づき、宮崎大学研究・産学地域連携推進機構部門長会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議するとともに、研究・産学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の部門間の情報共有等を行う。

- (1) 研究・産学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の事業計画及び運営経費に関する事項
- (2) 機構の施設・設備の改善に関する事項
- (3) 企業等との産学連携の推進に関する事項
- (4) 地域連携に関する事項
- (5) 知的財産・研究リスクマネジメントに関する事項
- (6) 機器分析等の支援に関する事項
- (7) ヘルスケア研究に関する事項
- (8) 専任教員（テニュアトラック推進室を除く。）及び客員教授等の選考（教育研究業績の審査等を含む。）に関する事項
- (9) 機構の中期目標・計画及び評価に関する重要事項
- (10) 研究推進に関する事項（第7号及び全学委員会等が所掌する事項を除く。）
- (11) その他機構の運営に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副機構長
- (2) 機構長補佐
- (3) 部門長
- (4) 専任教員（テニュアトラック推進室を除く。）
- (5) 副部門長
- (6) その他機構長が必要と認める者

(委員長)

第4条 会議に委員長を置き、副機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 会議は、原則として毎月1回開催するものとし、委員長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 会議は、委員の半数以上の出席により成立する。ただし、休職及び病気休暇等の事由により1か月以上不在の者は、委員の数から除くものとする。

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議の事務は、機構事務部産学・地域連携課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。